

周南市粗大ごみ収集予約管理等システムの導入及びシステム運用保守業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、周南市粗大ごみ収集予約管理等システムの導入及びシステム運用保守業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

周南市粗大ごみ収集予約管理等システムの導入及びシステム運用保守業務

- | | |
|-----------|--|
| (2) 業務の目的 | } 別紙「周南市粗大ごみ収集予約管理等システムの導入及びシステム運用保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。 |
| (3) 業務内容 | |
| (4) 業務期間 | |
| (5) 履行場所 | |

(6) 業務に要する費用（提案上限額）

金 2, 244, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (3) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号。以下「排除要綱」という。）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続

- き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
 - (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始がなされていない者であること。
 - (7) 国税（法人の場合は法人税並びに消費税及び地方消費税、個人の場合は所得税並びに消費税及び地方消費税）及び地方税（本市）において滞納がないこと。
 - (8) 同種の営業を引き続き1年以上行っていること。
ただし、法人において、代表者が1年以上同一の営業に従事している場合は、同法人が同種の営業を引き続き1年以上行っているものとみなすこととする。
 - (9) 個人の場合は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。

4 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公告日

令和5年9月22日（金）

② 公告方法

周南市公式ホームページ

③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロード可能です。また、環境生活部リサイクル推進課収集担当（リサイクルプラザ4階）でも配布します。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

(2) 参加表明書の提出

① 提出書類（共通）

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

ア 参加表明書（様式3）

イ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

ウ 履行実績調書（様式4）

エ 業務実施体制（様式9）

② 提出書類（令和4・5年度「周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委

託)」に登録のない場合。なお、各種証明書は提出日から3ヶ月以内に発行されたものであること。)

ア 個人の場合は住民票(写し可)、法人の場合は登記事項証明書又は履歴事項全部証明書(写し可)。なお、法人において、3(8)のただし書きを適用するときには、代表者の経歴書などの提出が必要。

イ 市内に本社、本店、支店、営業所等がある場合、市が発行する滞納がないことの証明書(原本)

ウ 税務署が発行する納税証明書(所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税。写し可)。未納の税額がないことの証明とする。

エ 排除要綱第3条第1項の誓約書(様式10)

オ 決算報告書その他営業状況が確認できる書類(写し可)

カ 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないことの誓約書(様式11)。応募者が個人である場合のみ提出が必要。

② 提出期限

令和5年10月10日(火) 12時必着

③ 提出場所

周南市 環境生活部 リサイクル推進課 収集担当

〒746-0019 山口県周南市臨海町5番地 リサイクルプラザ4階

④ 提出方法

郵送又は持参してください。

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果(様式5)を通知します。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票(様式1)によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

(2) 受付期間

令和5年9月22日(金)から令和5年9月29日(金)17時までとします。(ただし、受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとします。)

(3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

リサイクル推進課 E-mail: recycle@city.shunan.lg.jp

リサイクルプラザ（収集担当） 電話：０８３４－６１－０３１０

(4) 回答方法

令和５年１０月４日（水）に周南市公式ホームページに掲載します。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

① 企画提案書表紙（様式6） 1部

② 企画提案書（任意様式）

様式、縦横の向き、ページ数は自由ですが、A4サイズとすること。A3の折込は可。副本には、企画提案社の企業ロゴやブランド名など、企画提案社が認識できるものを記載しないこと。

③ 見積書及び内訳書（任意様式）

ア 正本のみに企業名及び代表者名の記載、並びに代表者印を押印すること。業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること。

イ 令和6年度以降システムを継続使用するものと想定した場合の、月額システム運用保守料の参考見積書について、別途提出すること。

(2) 提出期間

令和5年10月12日（木）から令和5年10月26日（木）まで

12時必着（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとします。

ただし、提出期間の最終日は12時までとします。）

(3) 提出場所

周南市 環境生活部 リサイクル推進課 収集担当

〒746-0019 山口県周南市臨海町5番地 リサイクルプラザ4階

(4) 提出方法

直接持参又は郵送してください。

(5) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本10部とします。

7 選定方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

① 開催予定日

令和5年11月2日（木）予定

② 開催予定場所

周南市役所 本庁舎（山口県周南市岐山通1丁目1番地）予定

③ 実施要領

ア 事業者の出席者は3人までとする。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの順番、時刻等については、別途通知する。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングの時間は1社45分以内（説明20分、質疑応答25分）を予定。

④ 機材について

スクリーンは本市で用意するが、プロジェクター、パソコンその他必要な物品は参加事業者が用意してください。

⑤ 注意点

プレゼンテーションにおいて、会社名が認識できるようなロゴや商品ブランド名などを掲出したり、口頭で説明したりしないようにすること。

(2) 受託候補者の選定

① 評価会の設置

企画提案書等の評価は、市が設置する「周南市粗大ごみ収集予約管理システムの導入及びシステム運用保守業務プロポーザル評価会」の評価者が行います。

② 評価方法

業務実績、業務実施体制、企画提案内容（プレゼンテーション・ヒアリング内容含む）及び見積金額等について、あらかじめ定めた評価項目及び評価点等の評価基準に基づいて総合的に評価します。

ア 各評価者の評価点の合計点が最も高い者を最優秀提案者とします。

イ 評価得点の合計6割以上の得点を最低基準点とし、最低基準点以上の者がいない場合は、最優秀提案者は該当者なしとします。

ウ 企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立します。

③ 受託候補者の決定

評価会の評価結果に基づき、本市は受託候補者を決定します。

④ 選定結果

選定結果は、契約締結後（令和5年11月下旬予定）、周南市公式ホームページで公表します。

【選定結果の公表事項】

ア 特定された受託候補者名、評価点及び選定理由

イ 参加資格適合者の名称（50音順）及び評価点（点数順）

注：参加資格適合者の名称と評価点の対応関係は、明らかにしません。

また、プロポーザル参加者全員に「選定結果通知書（様式7）」を電子メール及び文書で送付します。なお、選定結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 選定結果に対する説明請求

非特定の通知を受けた参加事業者は、通知書を送付した日の翌日から起算して7日（ただし、休日を除く。）以内に、次により周南市長に非特定理由についての説明を求めることができます。

- ① 様式 自由 (A4)
- ② 提出先 周南市 環境生活部 リサイクル推進課 施設担当
- ③ 提出方法 持参または郵送（期間内必着。郵送の場合は簡易書留）

8 評価基準及び配点

企画提案書・プレゼンテーションを以下にしたがって評価する。

評価項目 (配点)	評価対象	評価基準	配点
組織体制 の評価 (15点)	体制	業務実施にあたって十分な人員配置及び組織体制が提案されているか。	5
	過去の実績	過去の同種又は類似業務の実績について。	5
	業務内容の理解度	業務の趣旨を十分に理解し、中立的かつ客観的な方針をもって業務を遂行できるか。	5
業務実施 方針及び 手法 (80点)	粗大ごみの排出品目の効率的な検索	粗大ごみ収集予約管理システムにおいて、粗大ごみの排出品目を検索する際に、市民にとって効率的でかつ分かりやすい検索が可能となる提案がなされているか。	20
	粗大ごみの申込申請時の操作性	粗大ごみの申込情報等の入力時に、申請者にとっていかに入力し易く、操作し易いインターフェイスとなっているか。最小限のステップでスムーズな申請が可能か。	25
	粗大ごみの排出場所及び受付・収集の効率的で確実な管理	粗大ごみ収集予約管理システムにおいて、粗大ごみの排出場所を管理する際に、地図データと連携し、効率的でかつ分かりやすい管理が可能となるとともに、管理者（市）が粗大ごみの受付管理及び収集を行う際に、効率的で確実な管理が可能となる提案がなされているか。	15

評価項目 (配点)	評価対象	評価基準	配点
	家庭ごみ搬入受付センター来場予約の管理	家庭ごみ搬入受付センター来場予約管理システムにおいて、予約状況の確認や、来場予約が市民にとって分かりやすい方法で可能となる提案がなされているか。	10
	独自提案	業務内容に加え、事業目的がより効果的に達成できるための独自の提案があるか。	5
	プレゼンテーション能力	提案内容の的確な説明及び質疑に対する的確な回答ができたか。業務への意欲や積極性はあるか。	5
価格 (5点)	見積価格による評価	5点×最低提案価格/提案価格 ※小数点以下四捨五入 ※評価対象とする見積価格は、6-(1)-③-アに定める見積書に係るものとする。	5

9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和5年 9月22日(金)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和5年 9月22日(金)から 令和5年 9月29日(金)まで 17時必着
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和5年10月 4日(水)
④ 参加表明書の提出期限	令和5年10月10日(火)12時まで
⑤ 参加表明者の確認結果の通知	令和5年10月12日(木)
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和5年10月12日(木)から 令和5年10月26日(木)まで 12時必着
⑦ 企画提案書の評価及びヒアリングの実施	令和5年11月 2日(木)予定
⑧ 選定結果の通知	令和5年11月 6日(月)予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和5年11月下旬(予定)
⑩ 選定結果等の公表	契約締結後(予定)

10 契約（受託候補者特定後）

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者が令和4・5年度「周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」に登録のない者である場合、契約締結の前に当該名簿への登録が必要です。また、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

11 留意事項

(1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 受託候補者が令和4・5年度「周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」に登録のない場合で、契約締結の前に当該名簿への登録を行わないことが明らかとなった場合
- ⑨ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。

- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。(市からの指示があった場合を除く。)
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式8)により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例(平成16年周南市条例第36号)に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。
- ⑫ 参加表明書及び企画提案書等の提出を郵送する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はその責めを負いません。

12 問い合わせ先

所在地 〒746-0019 山口県周南市臨海町5番地
リサイクルプラザ4階

担当部署 周南市 環境生活部 リサイクル推進課 収集担当(担当:山根)

電話番号 0834-61-0310

FAX 番号 0834-62-0722

E-mail recycle@city.shunan.lg.jp